

大切なお知らせです。保護者の方に必ず渡してください。

一部早期給付
(4~6月分)

新入生の保護者の皆様へ

京都府奨学のための給付金のご案内

(R4年度概要版)

◇ 授業料以外の教育費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費など)を支援する給付金制度です。

※ 授業料に充当される「高等学校等就学支援金」とは異なる制度です。希望者は別々の手続きが必要です。

◇ 返済する必要のない給付金です。

◇ 下記対象者のうち、一部早期給付を希望する場合は申請してください。

◇ 今回案内する一部早期給付は下表の申請①(給付年額1/4)についてのもので、
下表の申請②(給付年額3/4)についても別途申請が必要です(①と②で異なる添付書類が必要)。

◇ 6月頃に「京都府奨学のための給付金(一部早期給付以外)」を案内しますので、
一部早期給付を希望しないで、7月1日以降に申請することも可能です。

(その場合、1回の手続きで給付額年額の申請が完了)

「京都府奨学のための給付金」の申請希望者のうち、一部早期給付を			
	希望する場合	希望しない場合	
申請① (5月案内) 今回案内	申請①の手続きが必要 ●支給額: 下表中①の金額 ●支払時期: 7月末以降	申請①の手続きは不要	
申請② (6月下旬~案内予定)	申請②の手続きが必要 ●支給額: 下表中②の金額 ●支払時期: 10月末以降	申請②の手続きが必要 ●支給額: 下表中③の金額 ●支払時期: 10月末以降	

◆ 一部早期給付の対象者 基準日(令和4年4月1日)現在

生活保護(生業扶助)受給世帯 又は 住民税所得割非課税世帯 の保護者 等
かつ、生徒が、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の対象者であること。

◆ 一部早期給付を希望する場合の申請について

国公立高校の生徒の保護者が京都府内にお住まいの場合は、在学する学校へ、申請書と添付書類を5月20日(金)までに提出していただきます。

添付書類は、生活保護(生業扶助)受給証明書又は、住民税の課税(非課税)証明書 他
詳しい制度案内や申請書類は、速やかに在学する学校へ申し出て、お取り寄せください。

◆ 給付額(年額)について

世帯状況 (※全:全日制、定:定時制、通:通信制)	今回申請可	7/1~申請可	7/1~申請可
	① 一部早期給付 【申請①】 (年額の1/4)※	② 一部早期給付 【申請②】 (年額の3/4)	③ 一部早期給付以外 【申請②】 (年額)
生活保護(生業扶助)(全・定・通)	8,075円	24,225円	32,300円
住民税所得割非課税(全・定)(第1子)	28,505円	85,575円	114,100円
住民税所得割非課税(全・定)(第2子以降) 15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	35,925円	107,775円	143,700円
住民税所得割非課税(通)	12,625円	37,875円	50,500円

※【申請①】をした場合は必ず【申請②】も必要。ただし、令和4年度住民税所得割額が課税されていた場合、【申請②】は対象外

◇ 問い合わせ先

京都府立北嵯峨高等学校 (電話075-872-1700)

又は、京都府教育庁高校教育課修学支援係 (電話075-574-7539)

(※私立高校分を所管しているのは、京都府文化・スポーツ部文教課となります。)